

被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会について

1. 趣旨

被災者生活再建支援法については、平成 19 年に定額渡し切り方式による支給方法の導入や年齢・年収による支給要件の撤廃などを内容とする大幅な改正が行われたが、この改正に際し、衆議院及び参議院の災害対策特別委員会において、本法施行後 4 年を目途として、制度の見直しなどの総合的な検討を加える旨の附帯決議がなされた。

こうしたことから、平成 19 年法改正後の施行状況を踏まえ、被災者生活再建支援制度等について、学識経験者からなる検討会を設置し、各論点の制度見直し方針について利点、問題点等を検討・整理することとして本検討会を設置し、平成 23 年 2 月に第 1 回検討会を開催した。

その後、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、被災者の生活再建にあたり、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加えて、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたる生活再建をきめ細かく支援するための方策についても検討が必要となっているところ。

このため、平成 23 年 12 月より、検討を再開するものである。

2. 主な検討項目

- ・被災者生活再建支援制度など被災者に対する国の支援のあり方についての総合的な検討
- ・住家の被害認定について大規模災害に備えた効率的な実施体制の整備

3. その他

本検討会の庶務は参事官（災害復旧・復興担当）において行う。